

【新型コロナウイルス感染症緊急空き店舗対策事業 新規出店者支援事業 よくある質問】

No.	カテゴリー	質問	回答																					
1	補助対象者	補助対象者は？	補助対象となる空き店舗に出店する中小企業者（個人も含みます）で、次のすべてに該当する方が対象です。 ① 補助金の募集開始日以降に空き店舗の所有者と賃貸借契約を締結した者（ただし、空き店舗の所有者本人が出店する場合など特別な事情がある場合はこの限りでない。） ② 熊本市内の商店街の地区からの移転でない者 ③ 空き店舗で小売業・飲食業・サービス業のいずれかを営む者（ただし、風営法第2条第5～10項の対象となる営業を除く） ④ 市税の滞納がない者（新型コロナウイルス感染症等の影響により、税の徴収猶予を受けている者は除く。） ⑤ 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者																					
2	補助対象者	中小企業者の定義は？	中小企業信用保険法第2条に定めるもので、資本金（出資総額）や従業員数等の要件を満たす方を指します。																					
3	補助対象者	中小企業信用保険法第2条に定める中小企業者の資本金、従業員数の要件とはどのようなものか？	個人の場合は、常時使用する従業員数が次の表に該当する方が対象です。 会社の場合は、常時使用する従業員数または資本の額（出資の総額）のいずれか一方が次の表に該当する方が対象です。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本の額（出資の総額）</th> <th>常時使用する従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業（飲食業を含む。）</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業又は情報処理サービス業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>200人以下</td> </tr> <tr> <td>製造業・建設業・運送業等</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	資本の額（出資の総額）	常時使用する従業員数	卸売業	1億円以下	100人以下	小売業（飲食業を含む。）	5,000万円以下	50人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	旅館業	5,000万円以下	200人以下	製造業・建設業・運送業等	3億円以下	300人以下
業種	資本の額（出資の総額）	常時使用する従業員数																						
卸売業	1億円以下	100人以下																						
小売業（飲食業を含む。）	5,000万円以下	50人以下																						
サービス業	5,000万円以下	100人以下																						
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下																						
旅館業	5,000万円以下	200人以下																						
製造業・建設業・運送業等	3億円以下	300人以下																						
4	補助対象者	宗教団体、政治団体は対象か？	対象外です。																					
5	補助対象者	フランチャイズは対象か？	出店する方が中小企業者であれば対象です。																					
6	補助対象者	全国チェーン店は対象か？	出店する方が中小企業者であれば対象です。																					
7	補助対象者	市外在住だが、対象になるか？法人の場合、本社が熊本市外にあるが対象となるか？	出店する店舗が、補助対象の空き店舗であれば対象です。（補助対象者の住所、本社所在地は条件に問いません。）																					
8	補助対象者	補助対象業種には、どんな業種が含まれるか？	募集要領をご確認ください。																					
9	補助対象者	自己所有の店舗に出店する場合は対象か？	対象です。ただし、その場合は補助対象経費から家賃、礼金、仲介手数料を除きます。																					
10	補助対象者	家族が個人で所有している店舗に出店する場合は対象か？	対象です。ただし、2親等内の親族である場合は補助対象経費から家賃、礼金、仲介手数料を除きます。																					
11	補助対象者	個人事業主の事業所で従業員（2親等以外の者）として働いています。雇用主が所有する店舗を賃借して出店する場合は補助対象か？	対象です。																					
12	補助対象者	移転は対象か？	対象です。ただし、熊本市内の商店街の地区からの移転は対象外です。																					
13	補助対象者	店舗所有者が空き店舗リノベーション支援事業の補助金を活用して改装した店舗に、店舗所有者以外が出店する場合、新規出店者支援事業の補助金を申込できるか？	補助対象要件を満たす方は、申し込いただけます。 なお、新規出店者支援事業への申込は、入居者の募集を開始してから90日以上入居がない場合に限りです。																					
14	補助対象者	一つの店舗で複数の業種を営業しようと考えているが全て対象か？	小売業・飲食業・サービス業以外の業種が含まれる場合は、対象外です。																					
15	対象の空き店舗	補助対象となる空き店舗の要件は何か？	以下の①～⑤の要件を全て満たす店舗を指します。 ① 熊本市内の商店街団体が形成されている地区に所在すること ② 店舗と往来可能な道路に面した建物1階部分の店舗であり、かつ、店舗間口又は壁面が道路から概ね7mの範囲内に位置すること ③ 補助金の申込者が当該店舗の賃貸借契約を締結した時点において、賃貸物件として募集開始から90日以上経過していること ④ 商業施設等のテナント型店舗でないこと ⑤ 交付決定前に商業活動を開始していない店舗であること																					
16	対象の空き店舗	空き店舗の所在が対象エリアかどうか確認する方法は？	熊本市ホームページの商店街マップをご確認ください。 ご不明な場合は、店舗住所をご確認の上、商業金融課（096-328-2424）へお尋ねください。																					
17	対象の空き店舗	なぜ商店街エリアだけが補助対象地域なのか？	本補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により増加した空き店舗を解消し、商店街の再生・活性化を図ることを目的に実施しています。																					
18	対象の空き店舗	路面店とは、どこを指すのか？	以下の①、②の要件を全て満たす店舗を指します。 ① 店舗との往来が可能な道路に面する建物1階部分の店舗 ② 店舗間口又は壁面が道路から概ね7mの範囲内に位置する店舗 (例) 																					
19	対象の空き店舗	なぜ路面店だけが対象なのか？	来街者の目に留まりやすい路面店の空き店舗は、街の空洞化や都市の魅力低下など、経済への影響が特に大きいと見られるため、路面店舗を対象としています。																					
20	対象の空き店舗	「商業施設等のテナント型店舗」は対象外とあるが、具体的にどんな店舗を指すのか？	大型ショッピングセンター内のテナントのように、商業施設内の一部区画を賃貸借し、来客の出入りや店舗形態、営業時間帯など商業施設側の運営規程に沿って経営する店舗を指します。																					
21	対象の空き店舗	ホテル・旅館の中の空き店舗は対象か？	来客の出入りや店舗形態、営業時間帯など店舗の裁量により自由な商業活動が実施できる場合は対象となります。																					
22	対象の空き店舗	キッチンカーは対象か？	対象外です。建物内の店舗を対象としています。																					

23	対象の空き店舗	賃貸物件として、募集開始から90日以上経過していることはどうやって確認すればよいか？	不動産管理会社や店舗の所有者にお問い合わせください。
24	対象の空き店舗	道路の定義は何か？	建築基準法第42条に規定する道路です。原則として幅員4m以上の道路で、国県市道等が含まれます。
25	対象の空き店舗	店舗の前の道が道路かどうかはどうやって調べたらよいか？	熊本市地図情報サービス でご確認ください。 ご不明な場合は、店舗住所をご確認の上、商業金融課（096-328-2424）へお尋ねください。
26	対象の空き店舗	アーケード内の道は道路か？	基本的には道路です。例えば、上通り、下通り、新市街のアーケード内の道は道路です。
27	対象の空き店舗	道路のどこから7mを計測したらよいか？	私有地と歩道等との境界から店舗の間口又は壁面までの距離を計測してください。歩道がない場合は、車道と私有地との境界から計測してください。 
追加1	対象の空き店舗	空き店舗を購入し、今後出店予定だが、補助対象となるか？	90日以上商業用の販売物件として購入者を募った物件であり、補助金の募集開始日である令和3年11月16日以降に自身が出店目的で購入された場合は対象となります。（ただし、自己所有物件となるため、家賃、礼金、仲介手数料は補助の対象外となります。）
28	補助対象経費	どのような経費が対象か？	① 店舗の改装に要する外装、内装、設備等の工事費 ② 上記①に伴う既存設置物の処分費 ③ 上記①に伴う設計費 ④ 家賃（上限2か月分） ⑤ 礼金 ⑥ 仲介手数料 【対象外経費】 ただし、上記にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、対象外です。 (A)備品、消耗品の購入・設置に係る費用 (B)交付決定前に着手している改装費等（当該空き店舗の賃貸借契約に当たり、交付決定前に支払う必要のある家賃、礼金及び仲介手数料を除く。） (C)建築基準法、消防法その他法令に違反する改装費 (D)消費税及び地方消費税
29	補助対象経費	設備とは、具体的に何が対象か？	設備とは、 <u>店舗の外壁、内壁、床又は天井に固定されるもので、設置に伴い工事を必要とするもの</u> （店舗の看板、照明、シンク、トイレ、カウンター、空調設備等）です。
30	補助対象経費	リースやレンタルした設備は対象か？	対象外です。
31	補助対象経費	冷蔵庫は対象か？	対象外です。冷蔵庫、電子レンジ、テーブル、椅子等は備品に当たります。
32	補助対象経費	補助対象経費は税込みか？	消費税抜きです。
33	補助対象経費	いつまでに支払った経費が対象か？	交付決定日から令和4年（2022年）3月31日まで支払った経費が対象です。
34	補助対象経費	すでに改装工事に着手しているが、対象か？	交付決定前に着手した改装費は対象外となります。
35	補助対象経費	着手とは何を指すのか？	改装工事に係る契約締結または着工を指します。
36	補助対象経費	熊本市外の業者による工事でも対象か？	対象です。
37	補助対象経費	インターネットで発注した場合も対象か？	対象です。ただし、領収証等の代金の支払い状況が確認できる書類の写しが必要です。
38	補助対象経費	テラスを設置しようと考えているが、改装費は対象か？	商業活動を実施するに当たり必要な当該空き店舗部分の改装であれば対象となります。（備品、消耗品は対象外）
39	補助対象経費	支払を確認できる書類を廃棄してしまった。補助金の請求は可能か？	領収証など支払を確認できる書類がない場合は、補助金の請求はできません。再発行いただき、ご請求ください。
40	補助対象経費	クレジット払いやネットバンキングのため領収書がありません。どうしたらよいか？	支払を確認できる書類がない場合は、補助金の請求はできません。請求書などの内訳がわかる書類と併せて、クレジット払いやネットバンキングの取引履歴等の支払者、支払日、支払金額、支払相手方等が確認できる書類を提出してください。
41	補助対象経費	領収証の宛名が家族の名前になっているものでも請求できるか？	領収証の宛名は申込者名と一致していなければ、補助金の請求はできません。
42	補助対象経費	申し込み前に店舗の賃貸借契約を締結しているが、対象になるか？	当該補助金の募集開始日（令和3年（2021年）11月16日）以降の契約締結日であれば対象です。
43	補助対象経費	いつ支払った家賃が対象か？	契約締結時、または、契約締結後に支払った最初の2か月分の家賃が対象です。
44	補助対象経費	共益費、駐車場使用料、管理費、光熱水費等は対象か？	対象外です。
追加2	補助対象経費	敷引金は対象か？	礼金と敷引金は実態として同様であるため、対象です。
45	補助対象経費	なぜ敷金・保証金は対象外なのか？	敷金・保証金は、貸主が修繕費用や家賃滞納時に充てるお金の担保として預けておくためのものであることから、対象外としております。
46	補助対象経費	売上連動で家賃が変わる変動家賃の場合はどうしたらよいか？	家賃の支払が発生してから最初の2か月分が対象となります。
47	補助対象経費	入居後2か月間家賃を減額されている場合は、どの家賃が対象か？	減額された後の実際に支払った家賃2か月分が対象です。
48	補助対象経費	月の途中で入居し、最初の1か月目の家賃が日割りの場合は、どうなるのか？	入居して最初の1か月目が日割りの場合であっても、賃貸借契約書上の家賃2か月分を上限に、支払った家賃を補助対象とします。ただし、その場合は、3か月目の家賃を支払ったことが確認できる書類の添付が必要となります。
49	補助対象経費	他の補助金と重複しても良いか？	他の補助事業で同一工事等について交付決定または支払いを受けた経費は対象外です。
50	申込手続き	申し込み後に追加で改装することになった。どうしたらよいか？	交付決定前の場合は、申込書を速やかに修正してください。交付決定後においては、変更・中止承諾申入書（様式第7号）をご提出ください。なお、予算の関係上、認められない場合もありますのでご注意ください。なお、交付確定後は変更できません。
51	申込手続き	1人で複数店舗開店する場合は、複数店舗分申込してよいか？	お申込いただけます。

52	申込手続き	申込書類はどこで入手できるか？	熊本市ホームページからダウンロードいただくか、熊本市役所8階商業金融課で配布しております。
53	申込手続き	補助金はWEBで申込できるか？	WEBでの申込は受け付けておりません。下記送付先へ郵送してください。 【送付先】〒860-8601 熊本市役所 商業金融課宛 (郵便番号を記載すれば住所は省略可能です)
54	申込手続き	申込から交付決定までどのくらい期間がかかるか？	申込書類受理（書類一式が不備なく提出された）後、概ね10日～2週間程度の処理期間を見込んでいます。ただし、混雑状況等により変動する場合があります。
55	申込手続き	振込までどのくらいの期間がかかるか？	工事完了後、実績報告書受理（書類一式が不備なく提出された）後、現地訪問等も含め、概ね1か月程度でお支払いとなります。ただし、混雑状況等により変動する場合があります。
56	申込手続き	施工前、施工後の写真は必要か？	必要です。
57	申込手続き	賃貸借契約書は申込前に締結していてもよいか？	当該補助金の募集開始日（令和3年（2021年）1月16日）以降の契約締結日であれば対象です。
58	申込手続き	申込書の記載を誤った場合は訂正印でよいか？	訂正印で結構です。ただし、請求書の金額の訂正はできません。
59	申込手続き	賃貸借契約書はどのページが必要か？	以下の項目が確認できるページを全て提出してください。 ① 店舗所在地 ② 家賃、その他費用 ③ 契約年月日 ④ 貸主、借主の氏名・住所・押印欄 ⑤ 不動産管理会社の会社名・住所・連絡先
60	申込手続き	家賃の確認書類とはいつの分を提出すればよいか？	支払が発生してから最初の2か月分の支払いが確認できる書類をご提出ください。